

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年 9月18日  
支出負担行為担当官  
国土地理院長 河瀬 和重

## 1. 競争入札に付する事項

### (1) 調達案件の名称

乗用自動車1台交換購入（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

### (2) 調達案件の概要

仕様書のとおり

### (3) 納入期限 令和9年3月24日（水）

### (4) 納入場所 国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷1番）

### (5) 電子調達システムの利用

本案件は電子調達システムにより証明書等の提出、入札を行う案件である。電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に代えることができる。

### (6) 入札価格及び入札方法

落札者の決定に当たっては、課税対象となる国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費及び自動車リサイクル料金（資金管理料金）（以下「差額等」という。）、並びに自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車リサイクル料金（非課税分）及び登録諸費用（非課税分）（以下「自賠責等」という。）の総価を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、差額等の合計金額及び当該合計金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）並びに自賠責等の総価を入札書に記載すること。

引き渡す物品が既に自動車リサイクル料金納付済みの場合、譲渡する日をもって、国は当該自動車の最終所有者ではなくなるため、預託済みの自動車リサイクル料金等相当額を別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付すること。なお、納付する預託済みの自動車リサイクル料金等相当額は入札書の総価に含まない。

原則として、当該入札の執行における入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

### (7) 本調達は、納入しようとする自動車の「環境性能（燃費値）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式である。

## 2. 競争に参加する者に必要な資格

### (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のC又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（又は当該競

争参加資格を有していない者で、開札の時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者）であること。

- (3) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間において、国土地理院長から指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注の業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 証明書等の受領期限までに 3. (2) に示す方法により入札説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7) 納入しようとする自動車が仕様等において定めた環境性能等に係る要求要件を満たしていること。
- (8) 令和 3 年 4 月 1 日以降、自動車の納入実績が 1 台以上あること（公的機関、民間を問わない）

### 3. 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札に関する問合せ先  
電子調達システムの URL  
政府電子調達（G E P S） <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>  
〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1 番 国土地理院総務部契約課契約係  
電話 029-864-4362（ダイヤルイン）  
電子メールアドレス gsi-24keiyaku-g2=gxb.mlit.go.jp  
（=を@にしてください）
- (2) 入札説明書等の交付場所及び交付方法  
入札説明書等は電子調達システムにより電子データで交付する。やむを得ない事由により、上記入札方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 入札説明会無し
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）及び紙入札方式による証明書等の受領期限 令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火） 16 時 00 分
- (5) 電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期間  
令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金） 09 時 00 分 から  
令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水） 16 時 00 分 まで
- (6) 開札の日時及び場所 令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木） 10 時 30 分  
国土地理院入札室（1 F）

### 4. その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札者に要求される事項  
この競争に参加を希望する者のうち、電子入札によろうとする場合は、電子調達システムを用いて、(ア)電子入札方式確認書、(イ)保有する競争入札参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し等）、(ウ)競争参加資格確認申請書、(エ)性能等証明書、(オ)納入実績を証明書等の受領期限までに提出しなければならない。  
電子入札によりがたい場合は、持参又は郵送により、上記(イ)(ウ)(エ)(オ)の書類及び紙入札方式参加願を、証明書等の受領期限までに提出しなければならない。

なお押印を省略する場合は当該書類の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載し、持参、郵送、又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

提出された証明書等を審査の上、資格を有すると認められた者に限り、落札の対象とする。なお、開札日の前日までの間において証明書等の内容に関する支出負担行為担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

また、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 入札の無効

本入札公告に示した競争参加資格のない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に要求される事項に従わなかった者及び電子調達システムを利用するための電子証明書を不正に使用した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 契約金額が 250 万円を超える場合：契約書  
200 万円を超え 250 万円以下の場合：請書  
200 万円以下の場合：省略可

(6) 落札者の決定

- ・ 入札参加者は「価格」及び「環境性能（燃費値）」をもって入札に参加し、次の①、②の要件を満たしている者のうち、下記「(7)総合評価の方法」に示す総合評価の方法によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

② 納入しようとする自動車仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

- ・ 落札となるべき同価の入札を行った入札者が2人以上あるときは、電子調達システムの「電子くじ引き」を使用し落札者を決定する。そのため、あらかじめ電子で入札するか紙で入札するかにかかわらず、電子くじ番号として3桁の数字を入札書（紙入札方式による入札者は様式2「紙入札方式参加願」）に記載するものとする。

（電子くじ引きの詳細については政府電子調達操作マニュアル（[b\\_nyuusatsu.pdf](https://www.e-procurement.go.jp/b_nyuusatsu.pdf)）を参照のこと）

(7) 総合評価の方法

① 総合評価点＝「環境性能に対する得点」÷「入札価格に対する得点」とする。

② ①の「環境性能に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

燃費基準値（WLTCモード燃費基準）は、車両重量を基に以下の式で算定すること。

なお、次式において係数 $\alpha$ および $\beta$ を乗ずる前に小数点第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第1位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

$\alpha$ ：燃費基準達成率で0.8

$\beta$ ：燃料がガソリンの場合は1.0

◎総合評価点

$$= \frac{\text{環境性能に対する得点}}{\text{入札価格に対する得点}}$$

◎環境性能に対する得点

$$= \text{標準点 (100)} + \text{加算点} \left[ 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値 (km/L)} - \text{燃費基準値 (km/L)}}{\text{燃費基準値 (km/L)}} \right]$$

※加算点は50点を上限（満点）とする。

- ③ 上記(7).①の「入札価格に対する得点」は、入札価格（円）を1万円で割って得た値とする。
- ④ 自動車の燃費値は、以下に定める方法により算定するものとする。
- （ア）自動車の燃費値の算定方法は、評価するすべての自動車がWLTCモードによる燃費表示を行っている場合はWLTCモードによる燃費値を使用するものとする。
- （イ）上記（ア）以外の場合は、JC08モードの値を優先する。（WLTCモードの値のみ表示している車両に限ってWLTCモードの値により評価する。）

(8) その他詳細は入札説明書による。